

京都市告示第 31 号

介護保険法第24条の2第1項第2号の規定に基づき、要介護認定調査事務の一部を指定市町村事務受託法人に次のとおり委託しました。

平成24年4月10日

京都市長 門川 大作

1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

事務所の名称	所在地
社団法人京都府介護支援専門員会	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地 京都府立総合社会福祉会館7階

2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称

社団法人京都府介護支援専門員会

(2) 主たる事務所の所在地

京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地 京都府立総合社会福祉会館7階

(3) 代表者の氏名

会長 上原 春男

3 委託開始年月日

平成24年4月1日

4 委託事務の内容

要介護認定調査事務

5 居宅サービス等の提供の有無

無

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)